

答弁書第二号

内閣参質第二号

昭和二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尙武殿

参議院議員松浦清一君提出漁船船員の歩合金に対する課税の適正化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松浦清一君提出漁船船員の歩合金に対する課税の適正化に関する質問に対する答

弁書

一 漁獲高に応じて報酬の額が定められているいわゆる漁業労務者の所得は、給与所得として課税しているが、勤労者の労働條件及び環境等は区々であつて、作業費等の名目により漁業労務者のみに特別な控除を認めることは妥当でない。

二 漁船船員の給与所得については、固定給があつて、一定の給与は、常に確保されていること等の点から、これを変動所得として特別の課税方式によることは、妥当でないと考へる。